



発行：仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

平成 29 年 8 月 31 日

<https://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html>

## ご挨拶

日頃より当復興事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

今回の「区画整理だより」では、土地区画整理事業の進捗状況等に関する説明会、第 11 回土地区画整理審議会、土地利用に関するアンケートの実施、及び蒲生北部地区内への産業集積に関する各種支援制度についてお知らせいたします。

## お知らせ

### ◆土地区画整理事業の進捗状況等に関する説明会を開催しました

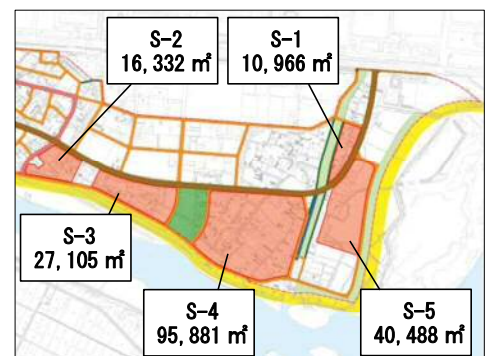
7 月 13 日（木）に事業地区内の権利者様を対象とした土地区画整理事業の進捗状況等に関する説明会を開催しました。20 名を超える方々にご参加いただき、貴重なご意見、ご要望等をいただきました。ご参加ありがとうございました。

説明会では、土地区画整理事業の進捗状況、地区内の市有地利活用状況（事業者募集結果等）について本市より説明し、また、市有地利活用事業者の 1 社から事業計画についての説明がなされました。



### －説明会での主な質疑－

- ・ Q : 今後の土地区画整理事業の予定を詳しく教えて欲しい。  
A : 現在の目標としては、平成 31 年度末までに移転補償及び造成工事を完了させ、皆様への土地の引き渡しを行いたいと考えています。また、平成 32 年度末までに換地処分手続きが出来るよう調整を進めていき、その後に清算金の徴収交付をさせていただく流れを考えています。
- ・ Q : 市有地の事業者募集結果について、S-4 街区(9.6ha)は本来であれば 1 社で全てを利用する企業を誘致すべきなのは。  
A : ご指摘のとおり 1 社で利用いただくのが良かったのですが、残念ながら今回は S-4 街区全ての利用を希望する事業者からの応募はありませんでした。しかしながら、区画を分けて数 ha 規模の面積であれば利用を希望する事業者が複数ありましたので、S-4 街区は数社の組み合わせで利活用を進めるべく調整、協議を進めております。



※市有地の事業者募集結果については、下記の仙台市ホームページにてご確認いただけます。

<https://www.city.sendai.jp/monozukuri/jigyosha/kezai/kigyosha/gamoboshu01kekka.html>

## ◆第11回土地区画整理審議会の概要について

7月27日(木)に第11回仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理審議会を開催いたしました。今回の審議事項は以下のとおりです。

### 議案

議案①：仮換地の指定について意見を伺う件

議案②：保留地の決定について

議案③：評価員の選任について同意を求める件

議案①では、民有地1件、市有地1件、仮換地指定を取消し新たな形で仮換地を指定する市有地1件の計3件についてご審議いただき、異議なしとの意見をいただきました。これで、仮換地指定予定件数245件のうち244件(99%)の仮換地案について審議会への諮問を行ったこととなります。

議案②及び③では、保留地2件の位置と地積及び人事異動による評価員2名の変更について審議会の同意をいただきました。



## ◆蒲生北部地区内の所有地の土地利用に関するアンケートの実施について

蒲生北部地区内に所有されている土地の利活用促進のお手伝いができるよう、今後のご意向などを調査させていただきますので、ご協力の程お願いいたします。(9月初旬に発送予定です。)

## ◆蒲生北部地区内への産業集積に関する各種支援制度について

仙台市では、本地区で再び活発な経済活動が行われるよう鋭意取り組みを進めます。市有地、保留地、そして、皆様の仮換地についても活用可能な助成金制度等を準備し、事業所(事務所・工場・倉庫等)の設置(新設・増設・市内移転)を支援します。

### ① 蒲生北部地区事業所立地促進助成金 ※ご案内文を同封

新規投資(新設・増設・市内移転)に係る固定資産税等相当額を3~5年間交付(賃貸にも対応)。

新規雇用または異動の正社員1人につき60万円を加算。

### ② 復興特区(ものづくり産業) ※ご案内文を同封

復興産業集積区域における税制上の特例措置。

(法人税の特別償却/税額控除・特別控除、地方税の課税免除等)

### ③ 津波・原子力被害被災地域雇用創出企業立地補助金 <<国の支援制度>>

用地の取得、建屋建設から生産設備の設置までの初期の工場立地経費を対象に、最大1/2を補助。

### ④ みやぎ企業立地奨励金 <<宮城県の支援制度>>

「投下固定資産額」及び「新規雇用者数」に応じて奨励金を交付。

各支援制度の活用にあたっては要件等がありますので、詳細につきましては経済局企業立地課へお問合せ願います。

お問合せ先：仙台市経済局 産業政策部 企業立地課 電話：022-214-8245

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 本庁舎6階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email: fko002250@city.sendai.jp



## 蒲生北部地区事業所立地促進助成金

### 交付内容

#### 1 設置【新設・増設・市内移転】

基本額：新規投資に係る固定資産税等相当額の**100%**（限度額：なし）

期 間：**3**年間（復興特区加算**+ 2**年）

【復興特区加算】

- ・復興特区制度の指定事業者は、助成期間が5年に延長されます。
- ・復興特区制度により固定資産税の免除措置を受ける場合は、免除措置終了後の5年間を助成金交付対象期間とすることができます。

[固定資産税10年間免除に相当]

#### 2 雇用加算

基本額：新規雇用又は異動の正社員1人につき**60**万円を加算（限度額：なし）

※新規雇用・異動の正社員が20人以上であることを条件に、助成期間内において一度限り交付します。

**新規雇用・異動の正社員とは？**

[1]市内に住所を有する [2]1年以上の継続雇用 [3]社会保険の被保険者の3条件に該当する方をいいます。

### 交付対象

#### 【蒲生北部地区事業所】

蒲生北部地区（蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の施行地区）内に立地する事業所で、その用途が事務所、工場、倉庫等。

ただし、[1]店舗等 [2]ホテル又は旅館 [3]遊技場、風俗施設等 [4]公共施設、病院、学校等 [5]卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等を除きます。

### 交付要件

投下固定資産相当額 **1億円**以上（市内中小企業の場合は**1,000万円**以上）

※建物賃借や設備リース等にも対応

（月額賃借料に、土地は100、建物は70、生産設備（償却資産）は18を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。

ただし、月額賃借料の上限は、土地は500円/㎡、建物は5,000円/㎡、生産設備（償却資産）は物件価格の3%です。）

### 申請手続き

助成金の指定を受けるには、原則として、立地の意思表示前にも事前協議を行い、事業着手の**30**日前までに、交付指定申請書の提出が必要となります。

助成金の最終交付年度後の5年間は、操業継続報告書の提出が必要となります。操業継続報告書の提出がない場合や当該事業が廃止、休止された場合等には助成金の返還を求める場合があります。

# 民間投資促進特区制度のご案内

復興特区制度にもとづき、宮城県と県内市町村が共同申請を行った「宮城県民間投資促進特区」が以下の通り認定を受けたことに伴い、仙台市内の復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者の方々が、税制上の特例措置の適用が受けられることになりました。

- ・民間投資促進特区（ものづくり産業） 平成 24 年 2 月 9 日認定（宮城県、県内 34 市町村共同申請）
- ・民間投資促進特区（情報サービス関連産業）平成 24 年 6 月 12 日認定（宮城県、県内 17 市町村共同申請）

## 1. 対象事業

別添資料に記載する復興産業集積区域内において、集積業種に該当する事業を営む法人または個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業（例：新たな設備投資や被災者等の雇用を維持した場合）

## 2. 税制上の特例措置

【国税】（◎：既存立地企業及び新規立地新設企業に適用可能、○：新規立地新設企業のみ適用可能）

選択適用	◎ <b>特別償却</b> / <b>税額控除</b> (法37条)	機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除ができます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得等時期 資産等区分</th> <th>H28.4.1~ H31.3.31</th> <th>H31.4.1~ H33.3.31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>50%</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>25%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table>	取得等時期 資産等区分	H28.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ H33.3.31	機械装置	50%	34%	建物・構築物	25%	17%	選択適用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得等時期 資産等区分</th> <th>H28.4.1~ H31.3.31</th> <th>H31.4.1~ H33.3.31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>15%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>8%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>	取得等時期 資産等区分	H28.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ H33.3.31	機械装置	15%	10%	建物・構築物	8%	6%
	取得等時期 資産等区分	H28.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ H33.3.31																				
	機械装置	50%	34%																				
	建物・構築物	25%	17%																				
取得等時期 資産等区分	H28.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ H33.3.31																					
機械装置	15%	10%																					
建物・構築物	8%	6%																					
◎ <b>法人税 特別控除</b> (法38条)	被災雇用者等に対する給与等支給額の 10%（平成 31 年 4 月 1 日以後に指定を受けた指定事業者については 7%）を税額控除できます。（指定を受けた日から 5 年間） （※）税額控除は法人税額の 20%が限度。																						
○ <b>新規立地 促進税制</b> (法40条)	復興産業集積区域内に新設された法人が、指定後 5 年間無税になります。 新設法人の再投資等準備金積立額の <b>損金算入</b> （指定後 5 年間、所得金額を限度） + 再投資等した場合には <b>即時償却</b> （再投資等準備金残高を限度） （※）その他、投資・雇用などの要件あり。																						
◎ <b>研究開発 税制</b> (法39条)	開発研究用資産を取得した場合に、特別償却及び税額控除ができます。 開発研究用資産について <b>特別償却</b> （上記法 37 条の機械装置に係る特別償却率と同じ） + 左記開発研究用資産の償却費の <b>10%~30%を税額控除</b> （最大、税額の 30% 控除） （※）上記三種の選択適用の特例と併せて適用可能。																						

【地方税】施設または設備の新設または増設をした場合に、施設等に係る下記の課税が免除になります。

課税免除	<b>県税</b> ●事業税 ●不動産取得税	<b>市税</b> ●固定資産税 ●都市計画税
------	------------------------	-------------------------

（※）上記国税の特例のうち、特別償却/税額控除、新規立地促進税制もしくは研究開発税制のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限り、宮城県及び仙台市で定める条例が改正されることが前提となります。

## 3. 手続き

税制上の特例措置を受けるには、特例措置に応じた指定申請書および指定事業者事業実施計画書を提出し、仙台市から指定を受ける必要があります。その後、各事業年度終了後に、復興推進事業に係る実施状況報告書を提出し、認定を受けた場合に、特例措置を受けることができます。

## 4. お問い合わせ

仙台市経済局産業政策部企業立地課

住所：青葉区国分町 3 丁目 6 番 1 号 仙台市役所表小路仮庁舎（仙台パークビルディング 9 階）

電話：022-214-8245・8276 FAX：022-214-8321 e-mail：[kei008040\\_13@city.sendai.jp](mailto:kei008040_13@city.sendai.jp)  
（ものづくり）（情報サービス）

宮城県民間投資促進特区 集積業種一覧

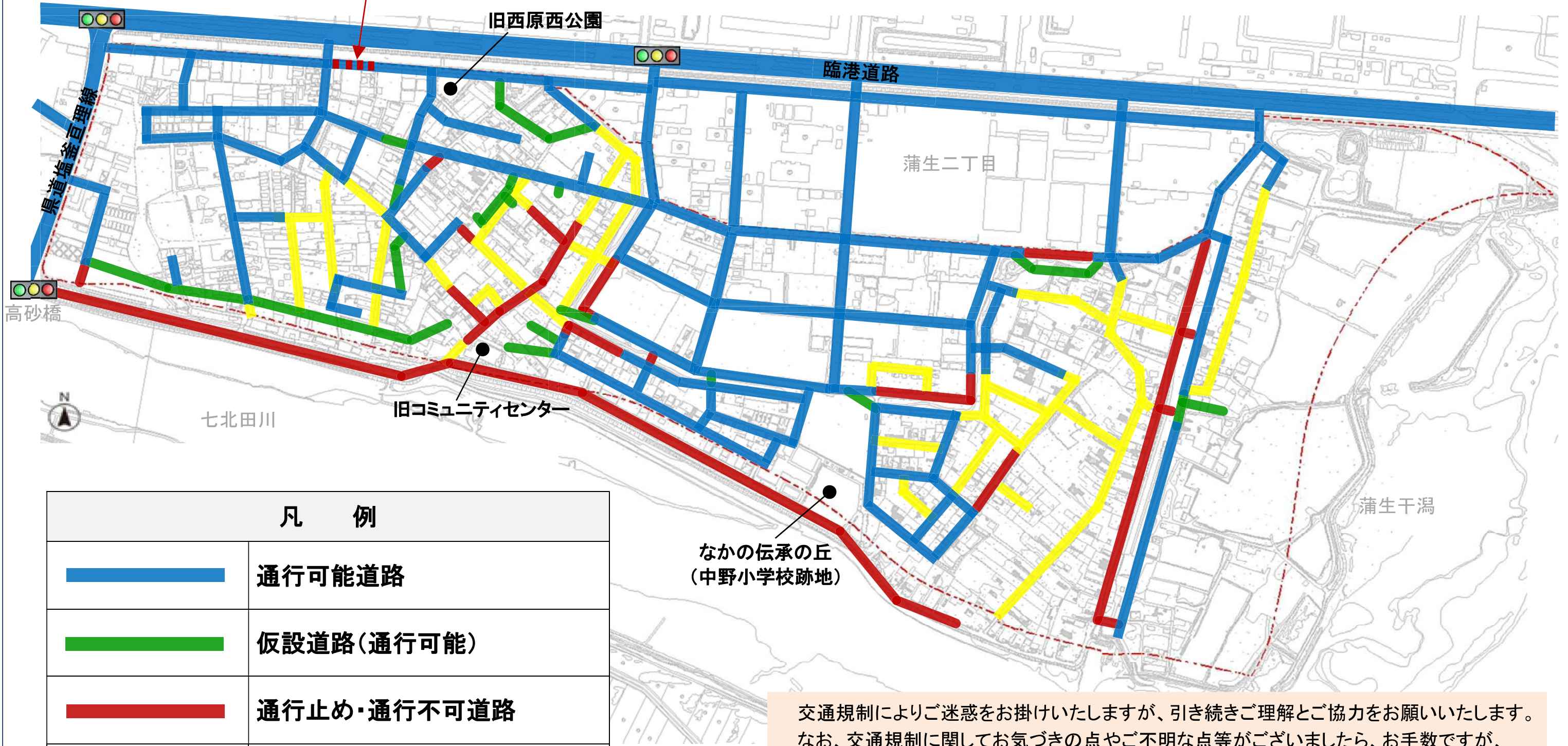
	自動車関連産業	高度電子機械産業	食品関連産業	木材関連産業	医療・健康関連産業	クリーンエネルギー関連産業	航空宇宙関連産業	船舶関連産業
特定業種	311 自動車・同附属品製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	09 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 10 (105たばこ製造業除く)	12 木材・木製品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業	273 計量器・計測器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 296 医療用電子応用装置製造業	1631 石油化学系基礎製品製造業(藻類精製) 171 石油精製業(藻類精製) 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 295 電池製造業 299 その他電気機械器具製造業のうち太陽電池製造業	314 航空機・同附属品製造業 3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業のうちロケット・人工衛星製造業等の宇宙関連産業	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業
関連産業								
11 繊維工業	○				○		○	○
13 家具・装備品製造業				○				
14 パルプ・紙・紙加工品				特定業種	○			
15 印刷・同関連業	○	○	○	○	○		○	○
16 化学工業	○ (161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)	○ (161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)			○ (161化学肥料製造業、1624塩製造業、1692農薬製造業を除く)	○ (上記特定業種、161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)	○ (161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)	○ (161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)
18 プラスチック製品製造業	○	○	○		○	○	○	○
19 ゴム製品製造業	○	○			○	○	○	○
21 窯業・土石製品製造業	○	○			○	○	○	○
22 鉄鋼業	○				○	○	○	○
23 非鉄金属製造業	○				○	○	○	○
24 金属製品製造業	○	○			○	○	○	○
25 はん用機械器具製造業	○	○			○	○	○	○
26 生産用機械器具製造業	○	○	○	○	○	○	○	○
27 業務用機械器具製造業	○ (274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く)	○ (274医療用機械器具・医療用品製造業を除く)			○ (上記特定業種、276武器製造業を除く)	○ (274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く)	○ (274医療用機械器具・医療用品製造業を除く)	○ (274医療用機械器具・医療用品製造業を除く)
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	特定業種			○	○	○	○
29 電気機械器具製造業	○ (2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)	○ (2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)			○ (上記特定業種を除く)	○ (上記特定業種、2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)	○ (2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)	○ (2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
30 情報通信機械器具製造業	○	○			○	○	○	○
31 輸送用機械器具製造業	○ (315産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、319その他の輸送用機械器具製造業に限る)					○		
32 その他の製造業	○ (323時計・同部品製造業に限る)	○ (323時計・同部品製造業に限る)			○ (323時計・同部品製造業に限る)	○ (323時計・同部品製造業に限る)	○ (323時計・同部品製造業に限る)	○ (323時計・同部品製造業に限る)
44 道路貨物運送業	○		○	○	○		○	○
47 倉庫業	○	○	○	○	○			
48 運輸に附帯するサービス業	○ (484こん包業に限る)	○ (484こん包業に限る)	○ (484こん包業に限る)	○ (484こん包業に限る)				
50 各種商品卸売業		○			○			
52 飲食料品卸売業			○					
53 建築材料、鉱物・金属材料卸売業	○	○						
54 機械器具卸売業		○			○			
71 学術・開発研究機関	○	○			○	○	○	○

(注)表中の番号及び業種は、総務省が定める日本標準産業分類上の中分類・小分類・細分類と業種にもとづいています。

# 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 交通規制案内図（平成29年8月31日時点）

平成29年8月  
発行：蒲生北部JV

9月末まで工事のため日中は通行できません  
※夜間は通行可能ですが通り抜けはできません



交通規制によりご迷惑をお掛けいたしますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。  
なお、交通規制についてお気づきの点やご不明な点等がございましたら、お手数ですが、下記お問合せ先までご一報願います。

- 《お問合せ先》 蒲生北部JV
- ・交通規制の問合せ (工事事務所) 担当:南、松本 (Tel.022-349-4312)
  - ・事業全般の問合せ (統括事務所) 担当:安永、佐々木 (Tel.022-387-1202)

※交通規制の内容、範囲は8月31日時点の状況です。今後の工事状況により変更となる場合がありますので、現地の案内表示や誘導員の案内に沿ってご通行願います。